第三十八条の表第十三条、第十四条第一項、第十五条、第三十三条及び第四十条第一項の項中「第十三条、」を削り、「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改め、同項の前に次のように加える。

第十三条	この法律　船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十八条において準用するこの法律

第三十八条の表第十八条の項中「、第三項又は第五項」を「又は第三項」に、「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改め、同表第三十条第二項の項を次のように改める。

第三十条第二項	の供託の日　の規定による決定に基づき供託する日

第三十八条の表第四十七条第一項の項の次に次のように加える。

第四十八条第一項	責任制限手続が	船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十三号に規定する船舶油濁等損害（以下「船舶油濁等損害」という。）に係る責任制限手続が
	責任制限手続開始の時又は責任制限手続拡張の時	船舶油濁等損害に係る責任制限手続開始の時又は船舶油濁等損害に係る責任制限手続拡張の時

第三十八条の表第四十八条第二項の項を次のように改める。

第四十八条第二項	船舶油濁等損害賠償保障法	この法律
	同法第二条第十三号に規定する船舶油濁等損害	船舶油濁等損害賠償保障法第二条第十四号に規定するタンカー油濁損害

第三十九条を削る。

第六章の章名中「一般船舶油濁損害賠償責任」を「一般船舶等油濁損害賠償責任」に改める。

第三十九条の二の見出しを「（一般船舶等油濁損害賠償責任）」に改め、同条第一項中「一般船舶油濁損害」を「一般船舶等油濁損害」に、「燃料油」を「燃料油等」に、「一般船舶の一般船舶所有者等」を「タンカー又は一般船舶の船舶所有者等（燃料油条約第一条第三項に規定する船舶の管理人及び運航者を含む。以下この章及び第四十三条において同じ。）」に、「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、同項第三号中「一般船舶所有者等」を「船舶所有者等」に改め、同条第二項中「並びに第四条」を「、第四条並びに第十条から第十二条まで」に、「一般船舶油濁損害」を「一般船舶等油濁損害」に、「一般船舶に」を「タンカー又は一般船舶に」に、「油」を「原油等」に、「燃料油」を「燃料油等」に改め、同項及び同条第三項中「一般船舶所有者等」を「タンカー又は一般船舶の第三十九条第一項に規定する船舶所有者等（以下「船舶所有者等」という。）」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第三十九条第一項又は同条第二項において準用する前項」と、同項、第十条及び第十一条中「タンカー所有者」とあるのは「船舶所有者等」と、第十条及び第十一条中「第三条第一項又は第二項」とあるのは「第三十九条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項」と、第十二条第一項中「責任条約」とあるのは「燃料油条約」に改め、第六章中同条を第三十九条とする。

第五十条各号中「第三十九条の六」を「第四十四条及び第五十二条」に改め、同条第二号中「又は第三十九条の六」を「第四十五条第一項又は第五十三条第一項」に改め、同条第三号中「又は第三十九条の七第一項」を「、第四十五条第一項又は第五十三条第二項」に改め、同条第五号中「第四十一条の二第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条第六号中「第四十一条の二第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同条第七号中「第四十一条の二第三項」を「第五十八条第三項」に改め、同条第八号及び第九号中「第四十二条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条を第六十八条とする。

第四十九条第一号中「又は第三十九条の四第一項」を「、第四十一条第一項又は第四十九条第一項」に改め、同条第二号中「又は第三十九条の四第二項」を「、第四十一条第二項又は第四十九条第二項」に改め、同条第三号中「第三十九条の六」を「第四十四条及び第五十二条」に改め、同条第四号中「第三十八条」の下に「、第四十三条第六項又は第五十一条第六項」を加え、同条第五号中「第四十二条の二第二項」を「第六十条第二項」に改め、同条を第六十七条とする。

第四十六条中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条を第六十六条とする。

第四十五条第一項中「第三十八条」の下に「、第四十三条第六項若しくは第五十一条第六項」を加え、「賄賂」を「賄賂」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条を第六十五条とする。

第九章を第十一章とする。

第八章中第四十四条を第六十四条とする。

第四十三条の二の見出しを「（指導等）」に改め、同条中「国土交通大臣は」の下に「、前項に定めるもののほか」を加え、「船舶油濁損害」を「船舶油濁等損害」に、「関係者」を「被害者その他の者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、船舶所有者その他の者に対し、船舶油濁等損害の被害者の保護の充実及び国際約束の適確な実施の確保を図るため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

第四十三条の二を第六十三条とし、第四十三条を第六十二条とする。

第四十二条の二第一項中「又は第三十九条の四」を「、第四十一条」に、「第三十九条の七」を「第四十五条又は第四十九条若しくは第五十三条」に改め、「ときは、」の下に「次の各号に掲げる」を加え、「船長又は所有者等」を「区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　タンカー　船長又はタンカー所有者

二　第四十一条第一項第一号又は第四十九条第一項第一号に規定する第一種特定船舶（一般船舶に限る。）　船長又は船舶所有者

三　第四十一条第一項第二号又は第四十九条第一項第二号に規定する第二種特定船舶　船長又は船舶所有者等

第四十二条の二を第六十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（締約国への報告等）

第六十一条　日本国籍を有するタンカー又は一般船舶の船長は、難破物除去条約の締約国である外国であつて難破物除去条約第三条第二項の規定による通告を行つたものの領域内又は難破物除去条約の締約国である外国の難破物除去条約第一条第一項に規定する水域内に難破物が生じた海難に遭遇したときは、国土交通省令で定めるところにより、船舶所有者の氏名又は名称、難破物の位置その他の国土交通省令で定める事項を、遅滞なく、当該外国に報告しなければならない。ただし、当該タンカー若しくは一般船舶の船舶所有者等その他国土交通省令で定める者又は当該海難に遭遇した他の船舶が報告をしたことが明らかなときは、この限りでない。

2　前項に規定するタンカー又は一般船舶の船長は、同項本文に規定する場合において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三十八条第一項、第二項、第五項若しくは第七項又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第十四条の二の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については、前項の規定による報告をすることを要しない。

第四十二条第一項中「又は第三十九条の七各項」を「、第四十五条各項若しくは第五十三条各項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる特定船舶の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、港湾法その他法令の規定により除去その他の措置が必要となつた難破物に係るこの法律で定める難破物除去損害賠償保障契約に関し報告をさせ、又は当該契約が締結されていることを証する資料の提出を求めることができる。

一　我が国の領域内又は排他的経済水域内における難破物に係る第四十九条第一項第一号に規定する第一種特定船舶　船舶所有者

二　我が国の領域内における難破物に係る第四十九条第一項第二号に規定する第二種特定船舶　船舶所有者等

第四十二条を第五十九条とする。

若しくは虚偽の資料の提出をした者

第四十八条を第六十八条とする。

十　第五十九条第二項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、